

## 指導行政のポイント

### “免許更新制”を再諮問

菱村 幸彦

10月20日、文部科学省は、教員免許更新制の導入と教員養成専門職大学院の設置について中央教育審議会に諮問した。

#### つい2年前に見送った課題

今回の諮問は異例である。というのは、教員養成専門職大学院は別として、教員免許更新制については、すでに一度中教審で取り上げ、つい2年前の答申「今後の教員免許制度の在り方について」(平成14年2月)で見送りになったテーマだからである。

周知のように、教育界にはいわゆる“問題教員”の問題がある。問題教員への対応は、指導力不足教員制度である程度は進んできたが、教職に不適格な教員や精神性疾患を抱える教員の対応については、指導力不足教員制度では限界がある。となると、あとは免許更新制である。教員免許状に一定の有効期限を付し、教員としての適格性がないと認められる教員には、免許を更新しない制度を導入するよりない。しかし、これは言うべくして難しい。なぜ難しいかは、平成14年に出された前掲の中教審答申(以下「14年答申」)が明らかにしている。

14年答申は、免許更新制について、次の問題点があることを指摘している。

- (1) 教員免許制度は、免許状授与の際に教員としての適格性を判断していないから、更新時に教員としての適格性を判断するという仕組みは制度上とり得ない。更新制をとるためには、免許授与時に適格性を判断するよう免許制度自体を改めることが前提となる。
- (2) 更新するかどうかのメルクマールは分限制度がよるべき基準と類似のものとなると考えられるが、更新制の導入以前の課題として、分限制度を有効に機能させることが必要である。
- (3) 任期制を導入していない公務員制度全般との整

合性等の関係から、教員のみならず免許更新制を導入することは、制度上も実効上も問題がある。

- (4) 免許状は、それを有する者が職に就いていようがいまいが、一定の資質能力を公に証明する機能を持つものであるから、現職教員のみを更新制の対象とすることは難しい。

14年答申は、このような問題点を挙げて、更新制を導入することには、「慎重にならざるを得ない」と結論づけた。今回の中教審は、これらの問題点をどう考えるのか。

#### 自ら挙げた問題点にどう答えるか

一部のマスコミは、今回の諮問について、「義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になった三位一体改革をめぐって知事会の支持を得るため、河村前文科相は8月、義務教育改革私案を打ち上げた。その中に免許更新制も入っていたため、その後の道筋を示さざるを得なくなったのが真相だ」(10月20日付「毎日新聞」)と報じている。

たしかにそうした一面もあるかもしれないが、それだけではあるまい。前回の答申からわずか2年で再諮問するのは、文科省として、国民に信頼される公教育の確立のために、この際、教員免許更新制の導入が不可欠と認識したからとみるべきではないか。

文科省は、1年以内をめどに答申を得て、平成18年の通常国会に免許法の改正案を出す予定という。果たして、そんなに早く制度化できるか。

前述のように、中教審は、2年前にネガティブの立場からさまざまな問題点を指摘しただけに、今回、仮にポジティブの立場に立つとすれば、それらの問題点をどうクリアーするか説明しなければなるまい。いずれにしても、免許更新制は、中教審にとって重い荷物に違いない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所の理事長)

#### ●新刊案内●

小・中学校における

## LD, ADHD, 高機能自閉症の子どもへの教育支援

最新刊●好評発売中!

教育開発研究所刊

上野一彦【編集】A5判224頁・定価2310円